

別表第十三その六（第八十六条の七関係）（平21防省令13・追加、平30防省令2・令元防
省令4・一部改正）

文書番号	
発簡年月日	
(都道府県知事) 殿	
(防衛大臣) (陸上総隊司令官等) 印	
処 分 要 請 書 (立木等の移転・処分)	
自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第3項の規定に基づき、第 第103条の2第2項	
103条第1項本文 103条の2第1項の規定の例により、次のとおり処分を要請する。	
立木等の種類・数量	
所在する場所	
移転・処分の内容	
移転・処分する理由	
連絡先	
備考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

注意事項

1 「立木等の種類・数量」の欄には、「種類」については、立木等が特定できるような事項を、「数量」については、移転又は処分する個数、重量等を記載する。(例えば、具体的な立木、土地に定着する物件(採取期の果実、土地に定着した機械・設備等(家屋を除く。))の種類と個数、重量等)

2 「所在する場所」の欄には、その位置が特定できるような事項を記載する。

なお、当該場所は、自衛隊法第103条第1項に規定する自衛隊の行動に係る地域内若しくは同条第2項に規定する防衛大臣が告示して定めた地域内又は同法第77条の2に規定する展開予定地域内に限る。

3 「移転・処分の内容」の欄には、具体的な移転又は処分の内容を記載する。(例えば、「(移転先を記入)へ移転」(移転の場合)、「伐採」(処分の場合))

4 「移転・処分する理由」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、移転・処分する目的、必要性等について記載する。

5 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

注：1 立木等とは、立木、民法(明治29年法律第89号)第242条ただし書によつて独立の所有権の客体と認められたもの、第三者が所有権を取得した採取期の果実、土地に定着した機械・設備等、土地とは独立の物件と認められるものを指す。

なお、民法第242条本文の適用を受けた土地の従物、雑木、排水溝、石垣等土地の構成部分と考えられるものは、「土地の使用」(別表第13その2)の対象とする。

2 自衛隊の行動に際し、国又は地方公共団体が所有する立木等の移転・処分が必要となる場合には、自衛隊法第86条の趣旨も踏まえ、関係省庁及び関係機関と十分に調整するものとする。